

平成 29 年 6 月 16 日

岡山県介護保険関連団体協議会 会員 各位

岡山県介護保険関連団体協議会
会 長 江 澤 和 彦
(公 印 省 略)

「職員に優しい、やる気の出る介護現場づくりモデル事業」の提案公募について

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、岡山県保健福祉部長寿社会課より、平成 29 年 6 月 12 日 長寿第 577 号文書にて当協議会会員宛に周知及び、提案応募についての依頼がありました。

詳細につきましては、添付ファイルにてご確認いただき、ご対応いただきますようよろしくお願いいたします。

なお、添付させていただく書類は以下です。

<添付ファイル>

- ・⑨周知依頼 「介護現場づくりモデル事業」提案公募について
- ・⑨ 「介護現場づくりモデル事業」提案公募要領
- ・⑨ 「介護現場づくりモデル事業」実施要綱
- ・⑨ 「介護現場づくりモデル事業」計画書

<問い合わせ先>

岡山県介護保険関連団体協議会 事務局（担当：高塚）
(NPO法人 岡山県介護支援専門員協会 内)

〒703-8258

岡山市中区西川原 251-1 おかやま西川原プラザ別館

TEL 086-953-4953 FAX 086-953-4954

メール okakea@npo-ocma.org

長 寿 第 577 号
平成29年6月12日

岡山県介護保険関連団体協議会 会長 様

岡山県保健福祉部長
(公 印 省 略)

「職員に優しい、やる気の出る介護現場づくりモデル事業」の提案公募について

平素から本県の保健福祉行政の推進については、格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、県では、介護従事者の処遇や労働環境の改善につなげるため、「職員に優しい、やる気の出る介護現場づくりモデル事業」を実施します。

については、同事業について周知いただくとともに、県内介護事業者等から多くの提案がいただけるよう御高配願います。

記

1 提案公募内容

該当の事業者が、介護従事者の処遇や労働環境の改善につなげるために実施する事業

→ 対象とする事業メニューの中から提案公募に応募し、採択を受けた事業について、補助金の交付を受け実施します。

「職員に優しい、やる気の出る介護現場づくりモデル事業」事業提案公募要領
URL: <http://www.pref.okayama.jp/page/518729.html> の参照をお願いします。
提案公募に必要な書類等の様式も掲載しています。

2 提出期限 平成29年11月15日(水)

【問合せ等】

〒700-8570 岡山市北区内山下 2-4-6

岡山県保健福祉部長寿社会課

担当：橋本 ☎(086)226-7326

shiyuuichi_hashimoto@pref.okayama.lg.jp

職員に優しい、やる気の出る介護現場づくりモデル事業 事業提案公募要領

1 事業の概要

介護事業者等が実施する介護従事者の処遇や労働環境の改善につながる職員に優しい、やる気の出る介護現場づくりに資するモデル事業の提案を公募・選定し、実施に要する経費を補助する。

2 公募する事業、補助対象経費

岡山県地域医療介護総合確保基金事業（管理者等に対する雇用管理改善方策普及・促進事業分等）実施要綱（以下「実施要綱」という。）第4条の対象事業及び補助対象経費とする。

3 補助対象者

岡山県内において次の介護施設等を経営する事業者

特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、養護老人ホーム、ケアハウス、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型デイサービスセンター

なお、実施要綱第4条（6）の事業については、上記事業者に加え、県内の老人クラブや町内会等の高齢者が中心となる団体（以下「老人クラブ等」という。）も対象とする。

4 補助金の額

補助金の額は、実施要綱第5条に定める額とする。

5 応募方法

別紙1の事業計画書（対象事業別）を作成し添付書類とあわせ、岡山県保健福祉部長寿社会課まで提出する（郵送又は持参）。

6 公募事業選定

公募期間内に提出のあった計画書を提出順に審査し、適当と認めた事業について選定（採択）する。選定の結果は、提出事業者に通知する。

7 公募期間 平成29年6月15日(木)～平成29年11月15日(水)

なお、事業選定の結果、補助金の予算に達することが見込まれた場合は、この期間中であっても公募を終了する。

8 補助金の交付

①補助金の交付申請、交付決定通知

6により選定の通知を受けた補助対象者は、事業の開始前に、岡山県地域医療介護総合確保基金事業費補助金(介護従事者の確保に関する事業分)交付要綱(以下「交付要綱」という。)第3条に定める補助金交付申請書に選定を受けた事業計画書と歳入歳出予算(見込)書の抄本、誓約書、役員一覧表、完納証明書を添付し提出し、交付決定の通知を受ける。

②補助金の実績報告、確定通知

事業が完了した場合は、交付要綱第7条に定める補助金実績報告書に、別紙2の実績報告書と歳入歳出決算(見込)書の抄本を添付し提出し、補助金の確定の通知を受ける。

③補助金の請求

②の確定の通知を受けた後、交付要綱第9条に定める請求書を提出する。

9 その他

補助金の交付条件等、本公募要領に記載以外の事項については、交付要綱又は実施要綱によることとする。

10 問合せ、提出先

〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6

岡山県保健福祉部長寿社会課 担当：橋本 電話(086)226-7326

岡山県地域医療介護総合確保基金事業（管理者等に対する
雇用管理改善方策普及・促進事業等分）実施要綱

（通則）

第1条 岡山県地域医療介護総合確保基金を活用して行う介護従事者の確保に関する事業の管理者等に対する雇用管理改善方策普及・促進事業等のうち、職員に優しい、やる気の出る介護現場づくりモデル事業の実施については、この要綱に定めるところによるものとする。

（目的）

第2条 職員に優しい、やる気の出る介護現場づくりモデル事業は、介護従事者が働きやすく、やる気の出る、働き続けられる介護を目指し取り組む、先駆的な事業を支援することを目的とする。

（交付対象者）

第3条 補助金の交付対象者は、県内の介護施設又は事業所において介護サービスを行う者（以下「介護事業者」という。）とする。なお、次条（6）に定める事業については、県内の老人クラブや町内会等の高齢者が中心となる団体（以下「老人クラブ等」という。）も対象とする。

（対象事業及び補助対象経費）

第4条 介護事業者又は老人クラブ等が実施する次の（1）～（7）の事業に要する経費（以下「補助対象経費」という。）について補助金を交付する。

（1）外部コンサルティングによる雇用管理改善促進事業

介護従事者の給与制度や休暇・休職制度などの雇用管理改善の取組に要するコンサルティング経費（外部の専門家等への委託料）

（2）ICTを活用した職場環境改善の研究支援事業

介護従事者の事務負担を軽減するため、ICT（情報通信技術）を活用した施設内のシステム環境改善を研究するための経費（システム環境改善に係る専門業者のコンサルティング料（委託料）、先進的な施設を視察するための旅費（公共交通機関を利用した場合のみで、会場まで効率的な経路で、安価な運賃等の額とする。宿泊料は対象としない。）、介護従事者に対するシステムの活用方法に関する専門業者等の指導料、その他事業の遂行のため必要と認められる経費（備品（単価30千円以上の物品）購入費、食糧費は対象としない。））

（3）福祉用具開発支援事業

将来商品化されることが期待できる福祉用具を開発する企業と連携を図り、介護従事者の負担軽減につながる福祉用具の試作品の製作・実証を行うことに要する経費（備品（単価30千円以上の物品）購入費、食糧費は対象としない。）

（4）介護ロボット導入支援事業

介護従事者の身体的負担の軽減や業務の効率化を図るために介護ロボット（移乗介助機器（装着型・非装着型）、移動支援機器（屋外型・屋内型）、排泄支援機器、入浴支援機器、見守り支援機器（介護施設型）で、一般の機

器類とは区別し、ロボットとして認められるもの)を導入するために要する経費(介護ロボットの購入(導入)費(1台あたり100千円を補助上限額とする。なお、リース等で導入する場合のリース料や導入にあたっての初期費用を支出する場合も1台あたり100千円を上限として補助する。)、介護ロボット導入を検討するための試用料(機器借上料、借上期間は3ヶ月までとする。)、介護ロボットの利用に関する指導料・研修費(1つの研修につき、負担金は100千円を補助上限額とする。旅費は、公共交通機関を利用した場合のみで、会場まで効率的な経路で、安価な運賃等の額とする。また、研修が2日間以上に及び宿泊が必要と認められる場合の、宿泊料の1日当たりの補助上限額は5千円とする。)

(5) 施設内保育施設運営支援事業

子育て期間中の介護従業者が働きやすいよう介護施設内で保育施設等を運営するために要する経費(介護事業者が経営する事業所内に設けた保育施設を運営するために必要となる賃金・謝礼等の人件費と保育対象者のため購入する消耗品費(備品(単価30千円以上の物品)購入費、食糧費は補助対象経費とはしない。))とする。補助対象とする事業の実施期間は、県が補助金の交付を決定した日から、補助金の交付を決定した日の属する年度の2月末までとする。)

(6) 地域の元気な高齢者による介護従事者応援事業

介護従事者の負担軽減のため、介護事業者と老人クラブ等が連携して仕組みを作り行う、次に掲げる業務を有償ボランティア等として行う地域の元気な高齢者等に対する謝礼(1人、1時間当たり支払う謝礼の上限額は300円とする。補助対象とする事業の実施期間は、県が補助金の交付を決定した日から、補助金の交付を決定した日の属する年度の2月末までとする。)

- ・ 日中の入所者の見守り、話し相手や散歩同行といった介護援助業務
- ・ 掃除、ベッドメイキング、配膳や汚物回収など介護専門職でなくてもできる雑業務
- ・ 子育て中の介護従事者が養育する乳幼児等を介護施設内で一時預かりを行う業務
- ・ その他、介護従事者の負担軽減に資する業務

(7) その他の提案事業

その他、介護従事者の処遇や労働環境の改善につながり、かつ、他の介護施設等の模範となり得ると特に認められる事業を実施するために要する経費(事業の遂行のため必要と認められる経費とする。備品(単価30千円以上の物品)購入費、食糧費は補助対象経費とはしない。)

(補助金の額等)

第5条 県は、予算の範囲内で前条の事業に要する経費について、岡山県地域医療介護総合確保基金事業費補助金(介護従業者の確保に関する事業分)交付要綱(以下「交付要綱」という。)により補助するものとする。

- 2 この補助金の額は、別表の第1欄に定める区分につき、前条に定める補助対象経費の総額から寄付金その他収入の額を控除した額に第2欄に定める補助率を乗じて得た額と第3欄に定める補助基本額を比較して少ない方の額とする。ただし、千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(事業計画)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、第4条の事業の実施に当たり、別に定めるところにより、県が実施する公募に参加し、事業計画書を提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定により事業計画書の提出があった場合は、これを審査し、第4条の事業の実施が必要と認めた場合は採択し、事業の実施に必要と認めた額を申請者に通知する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成27年9月25日から施行し、平成27年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年12月16日から施行し、平成27年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年8月4日から施行し、平成28年度分の補助金から適用する。

別表

1	2	3
区 分	補助率	補助基本額 (1事業者(団体)当たり)
外部コンサルティングによる雇用管理改善促進事業	10/10	1,000 千円
ICTを活用したシステム環境改善の研究支援事業	10/10	1,000 千円
福祉用具開発支援事業	1/2	1,000 千円
介護ロボット導入支援事業	1/2	2,000 千円
施設内保育施設運営支援事業	1/2	1,000 千円
地域の元気な高齢者による介護従事者応援事業	10/10	500 千円
その他の提案事業	10/10	1,000 千円